

令和7年第11回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和7年11月26日(水)午前9時30分
2. 開 会 令和7年11月26日(水)午前9時30分
3. 閉 会 令和7年11月26日(水)午前9時50分
4. 出席委員 池永 安宏教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 教育総務部長・高峯育 教育指導部長・井上成博 教育総務部次長・坂元智紀 教育総務企画課長・草野将明 まなび舎整備課長・花田睦美 まなび支援課長・佐野俊明 学校教育課長・出村公一 学校給食センター所長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 報告第 9号 教育長の報告について
議案第 24号 交野市教育委員会公印規則の一部を
改正する規則について
議案第 25号 令和8年度交野市立小学校、中学校
及び義務教育学校教職員人事に関する基本方針について
7. 議事内容

坂元課長 皆さま、おはようございます。
それではただ今より第11回教育委員会定例会を開催いたしたいと思います。
教育長、本日の会議進行のほどよろしく願いいたします。

池永教育長 はい、では開催の前に事務局から、本日の出席状況の報告をお願いします。

坂元課長 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。
同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

池永教育長 報告はお聞きのとおりです。
次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。
本日は、傍聴希望がありませんので、このまま定例会を続けたいと思います。
それではただ今から、令和7年第11回教育委員会定例会を開催いたします。
まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。
会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会 会議規則第20条の規定に従い、教育長において甲斐委員を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がありませんので、本日は協議会も含め、ただ今から10時40分までといたします。

それでは報告事項1「令和7年第4回議会(定例会)提出議案に対する教育委員会の意見について」を議題といたします。

それでは所管課より説明をお願いいたします。

坂元課長 教育長の臨時代理についてご説明させていただきます。

教育長の臨時代理として対応させていただいたのは、令和7年第4回議会定例会に提出予定の「交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について」、「令和7年度交野市一般会計補正予算(第4号)について」でございます。

この2案件につきましては、先日11月21日に議会運営委員会にて、本会議での取り扱いが諮られたものでございます。

教育に関する事務につきまして、議会へ提案する議案を作成する場合は、地教行法第29条の規定により、市長から教育委員会へ意見を求められます。

意見を求められた場合は、教育委員会にお諮りし、意見を回答するところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、内容を確認のうえ2案件について「意見なし」として教育長の臨時代理とさせていただいたものでございます。

1点目「交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について」です。教育委員会事務局の移転に伴い、教育センターも同様に旧交野みらい小学校に移転することから、所在地の変更が必要となるため条例の一部を改正するものです。

これは、10月の教育委員会定例会で、市長に教育センターの所在地の変更する条例改正を申し出ることをお諮りし、承認を得

たものです

2点目「令和7年度交野市一般会計補正予算(第4号)について」
主なものについて説明させていただきます。

予算書の後に付いている参考資料を用いて、新規で行う事業を
中心に説明します。

資料1ページをご覧ください。

「給食物資費予算の増額」についてです。

物価高騰対策への支援寄付を活用し、現在週2回の米飯給食を
3学期から週3回実施するため、物資費の増額補正予算を計上し
たものです。

次に資料6ページ、「交野市立岩船小学校需要本支管工事負担
金」です。

岩船小学校屋内運動場の空調設備を設置する工事の実施に伴
い、今年度中にガス事業者と協定書を締結する必要があり、有利
な起債となる「緊急防災減災事業債が令和7年度で終了予定であ
ることから、令和7年度中に契約が必要な為、債務負担行為を計
上したものです。

資料8ページ、「交野市立倉治小学校プール改修設計業務委託」
です。

現在使用不可能なプールを改修するため、早期に設計発注を行
い、令和8年度の10月又は12月補正で工事予算を計上し、令
和9年度のプール授業に間に合うように債務負担行為を計上し
たものです。

資料9ページ、「交野市立学校空調更新事業実施支援業務委託」
です。

各小中学校の普通教室と職員室に設置されているガス空調設
備を令和9年度と令和10年度で更新予定としています。工事規
模としては、10億円を超える規模となるため、工事概算の試算
や発注までに様々な手続きや調整を行う必要があり、令和8年度
中に発注を行うため、早期に支援業務委託発注を行う必要がある
ことから債務負担行為を計上したものです

資料2ページ、「交野市立星田小学校ほか2校屋内運動場空調設備設置事業」と資料4ページ、「交野市立郡津小学校トイレほか1校屋外トイレ改修事業」、資料5ページ、「交野市立私市小学校ほか3校校舎棟照明器具LED化工事」、資料7ページの「交野市立岩船小学校ほか3校トイレ大規模改修設計委託業務」については、令和6年度以降に順に学校の施設改修を行っているものを債務負担行為の計上をしたものです。

また、資料11ページの6番目の事業「学校給食物資納入」から14番目の事業「旧交野みらい小学校清掃委託業務」については、通常業務を令和8年度当初から実施するために債務負担行為を計上したものです。

以上、教育長の臨時代理についての説明でございます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

伊丹委員 8ページ倉治小学校のプールですが、令和9年度のプール授業に間に合うように工事となっていますが、令和8年度はどのようにプールをされるのでしょうか。

草野課長 令和7年度のプールが終わるころにシートがふくれ上がっていきまして、今現在は使えない状態になっております。設計をして工事をしますと令和9年度がぎりぎりということになってきます。令和8年度のプールに関しましては、応急的な手当てをいたしましてプールの授業はできるようにします。ただ簡易的な補修になりますので、その補修が何年もそれで保てるかというところというものではないので、応急的に措置をして令和8年度は過ごす、きちんと工事をして令和9年度に間に合わすというように考えております。

長谷川委員 倉治小学校以外にも補修が必要なプールがある学校はありま

すか。

草野課長 現在、使用不可という状態は倉治小学校の大プールだけになります。

池永教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項1「令和7年第4回議会(定例会)提出議案に対する教育委員会の意見について」を終わります。

次に、議案第24号「交野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

それでは、所管課より説明をお願いいたします。

坂元課長 「交野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の制定について、提案理由をご説明させていただきます。

本来であれば、令和6年度末に定例会にて審議いただく内容であり、本改正の提案が遅れましたこと、申し訳ございませんでした。

本改正の内容については、令和7年度機構改革における内容を反映させるものです。まず、生涯学習分野が教育委員会から市長部局へ移管したことに伴い、教育文化会館及び図書館の公印を廃止するものです。次に、「教育総務室」の所管部署名が「教育総務企画課」へ変更されたことに伴い、本規則内の課名を変更するものです。

ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありますか。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第24号「交野市教育委員会公印規則の改正について」、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。

次に、議案第25号「令和8年度交野市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事に関する基本方針について」を議題といたします。

それでは、所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長 「令和8年度交野市立小・中学校及び義務教育学校教職員人事に関する基本方針について」策定する必要があるためご説明させていただきます。

教職員の人事については、毎年度当初に年限に応じて配置換えを実施しております。教職員の配置・異動については、今からご説明いたします基本方針を根拠としております。

本市で作成いたします「令和8年度交野市立小・中学校及び義務教育学校教職員人事に関する基本方針（案）」は大阪府教育委員会の「令和8年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」を基に作成することとしております。参考資料として配付しておりますのでご覧ください。

大阪府の人事取扱要領には教職員人事について重点となる事項が記載されており、過欠員の調整を行うこと、教職員構成の適正化を図ること、学校の活性化を図る人事を推進すること等につ

いて記載されております。

昨年度分からは、1点変更がございました。2ページめの上段1(6)異動の対象者の②新規採用者以外の者の異動年限について、現行では、現任校において5年以上勤務する者、ただし最長9年を目途とする、とされているものが、現任校において4年以上勤務する者、ただし最長8年を目途とするに変更されました。

異動による学校現場の活性化を図るため、本市でも同様の対応を行いたいと考えております。

この大阪府の取扱要領に基づき、「令和8年度交野市立小・中学校及び義務教育学校教職員人事に関する基本方針（案）」を作成いたしましたのでご覧ください。

1「教職員の人事」の(1)をご覧ください。教職員の人事につきましては、いわゆる義務標準法に基づいた定数を勘案した上で計画的・適正な配置を行います。

(2)(3)に示しておりますとおり、教職員の構成については、性別、年齢別、教科別等の配置の適正化を図り、また、校長の学校経営ビジョンと教職員の意欲や専門性を鑑み、適材適所の配置を進めてまいります。

(4)の同一校における勤務が相当長期にわたる者の具体的な勤務年数に関しては、学校の活性化を推進するため全員から異動希望を募りますが、同一校における勤務が長期にわたる者については計画的に異動を行います。具体的な年限については、後ほど触れます。

(5)につきましては、9年間を見通した教育を推進しておりますことから、「広域的な人事異動」に加えまして、「校種間異動」を積極的に推進することとしております。

2の「校長・副校長及び教頭の人事」及び3の「女性教職員の人事」につきましては、変更はございません。

続いて「交野市立小・中学校及び義務教育学校教職員人事に関する留意事項（案）」をご覧ください。昨年度から1点変更がございました。

1 教職員の異動等について④の4行目、異動の年限について触れておりますが、先ほど申し上げましたとおり、新規採用者以外においては、“4年以上勤務する者は8年を目途として計画的に異動等を行う”、と変更いたしました。それ以外の変更はございません。

以上でございます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第25号「令和8年度交野市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事に関する基本方針について」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。

以上をもちまして令和7年第11回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委員 _____